

## 住宅の火災で生じた廃棄物の処理について

### 1 搬入までの流れ

1	罹災証明書の準備	消防署が発行する罹災証明書をご準備ください。
2	搬入相談	神戸市環境局事業管理課(TEL.595-6102)へご相談ください。
3	現地調査	り災者、搬入者、市の3者で行います。 廃棄物の状況や罹災証明書等を確認し、写真撮影させていただきます。
4	搬入申請	布施畑環境センターへ搬入申請を行ってください。 搬入ができるのは、り災者ご本人か神戸市の一般廃棄物収集運搬業許可業者(共栄会 TEL.331-3470)に限ります。解体業者等は搬入できません。
5	搬入	申請後、発行される承認券を持って、有効期間内(申請日から1か月以内(減免分は申請日から1週間以内))に搬入してください。 搬入禁止物が含まれていないか、現地調査時に撮影した写真と照合します。
	注意	①現地調査の日から3か月以内に搬入をお願いします。 3か月以内の搬入ができない場合は再度、現地調査が必要になります。 ②解体済み等で現状保存ができていないものや搬入禁止物は搬入できません。 兵庫県産業資源循環協会(TEL.381-7464)へご相談ください。

### 2 搬入手数料

10kg までごとに 140 円(14,000 円/トン)

搬入の都度、往復計量により正味重量を計量し、現金でお支払いいただきます。

<減免制度の概要>

現に居住していた住宅で火災にあった場合、り災面積に応じて搬入手数料が減免されます。

	り災面積		減免対象廃棄物
	(35 m <sup>2</sup> 以下)	(35 m <sup>2</sup> 超)	
持家居住	6トン以内	30トン以内	家屋廃材・家財道具
RC造、マンション等	2トン以内	6トン以内	
借家居住	(35 m <sup>2</sup> 未満)	(35 m <sup>2</sup> 以上)	家財道具のみ
	2トン以内	6トン以内	

※搬入承認券を2トン単位で発行する都合上、残りの減免重量の端数(2トン未満)は切り捨てになります。  
例えば、減免重量10トンの場合、搬入量8.5トンの時点で残りの減免重量1.5トンですが、この時点で減免重量が残り2トン未満となり、追加の減免の搬入承認券は発行されませんので、ご注意ください。

### 3 搬入上の注意

- ・廃棄物の内容を目視確認できるよう、搬入車両はダンプ、平ボディ車等を使用してください。
- ・金属系、木質系、その他可燃ごみに分別して、車両から下ろしてください。

- ・ビニール袋に入れる場合には、中身が確認できるように透明の袋を使用してください。
- ・飛散性の高いグラスウール等の断熱材は、ビニール袋で梱包し、搬入してください。
- ・アスベスト含有廃棄物は、ビニール袋で梱包し④と書いた紙を貼って搬入してください。

#### 4 主な搬入禁止物

搬入申請の内容と異なる廃棄物、「布施畑環境センター受入基準」に適合しない廃棄物、瓦・ガレキ、基礎（生コン、鉄骨・鉄筋など）、外壁、内壁（モルタル、タイル、土壁など）、アルミサッシ、玄関ドア、窓ガラス、スレート、カラーベスト（屋根材）、ジプトン（天井材）、門扉、塀、フェンス、庭石、土砂、車庫、立木、耐火金庫、仏壇（魂抜きを済ませているものは可）、ウォータークーラー、ワインセラー、業務用冷蔵庫・冷凍庫、フロンシール有りのもの、犬・猫等の死体、在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利なもの、し尿、竹、配管類、地下埋設物（水道及びガス配管等）、鉄くず、機械類・ドリル・刃物、オイル、ガソリン、灯油、廃油、シンナー類、塗料、オートバイ、単車、原動機付自転車、自動車、船舶、タイヤ、農機具、バッテリー、プロパンガスボンベ、危険物、有害物、蛍光管等水銀使用製品

**搬入禁止物を搬入した場合には、持ち帰っていただきます。悪質な場合は告発する場合があります。**

#### 5 提出書類（○＝必須、－＝不要、空欄＝該当する場合にのみ提出）

		減免あり	減免なし
1	一般廃棄物搬入承認申請書（様式）	○	○
2	廃棄物の明細書（様式）	○	○
3	一般廃棄物搬入手数料減免申請書（様式）	○	－
4	罹災証明書（原本）	○	○
5	地図	○	○
6	住民票の写し	○	－
7	固定資産評価証明書（居住する持家の場合）		－
8	地番参考図（住居表示と地番が異なる場合、神戸市HPで入手可能）		－
9	申立書①（申請が罹災から1か月を超える場合）		
10	申立書②・戸籍謄本（排出者以外（親族）の者が搬入する場合）		
11	財産処分の委任状（建物所有者が入居者の家財を処分する場合）		

#### 6 問い合わせ先

##### (1) 搬入相談

環境局事業管理課 TEL:078-595-6102 FAX:078-595-6258

##### (2) 申請受付 ※事前に電話で連絡の上、申請を行ってください。

布施畑環境センター（搬入管理事務所） TEL・FAX:078-974-2411

所在地：神戸市西区伊川谷町布施畑字丸畑 1172-2

	搬入申請（12～13時を除く）	搬入
平日（月曜～金曜）	8時30分～16時00分	8時30分～17時00分
祝日（土日を除く）	8時30分～15時00分	8時30分～15時00分